

## 監査基準の改訂案に対する主なコメント

5団体、8個人

No.	コメントの概要(前文)
1	<p>【前文:用語、定義】 「2 実施基準の改訂」第2段落「内部統制にかかるものを含め企業及び企業環境」を「内部統制を含む、企業及び企業環境」とすべきである。</p>
2	<p>【前文:用語、定義】 「2 実施基準の改訂」第2段落「重要な虚偽の表示をもたらす可能性」は、「重要な虚偽の表示が生じている可能性」とすべきである。</p>
3	<p>【前文:一 経緯 1 審議の背景】 前文「一 経緯」「1 審議の背景」において、「…適正性に関する意見と同程度の保証水準を維持しつつも、その保証範囲等が異なることを踏まえ、財務諸表が当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明することが、より適切であると考えられる。」と記載されている。 「<u>保証範囲等が異なる</u>」という表現は、「監査対象とした財務諸表の範囲」が異なることを意味しているかのような誤解を招く可能性があり、また、「<u>適正性に関する意見と同程度の保証水準を維持しつつも</u>」という表現は、「同程度」の意味に様々な解釈を生む可能性がある。</p>
4	<p>【前文:一 経緯 1 審議の背景】 「一 経緯」「1 審議の背景」において、「適正性に関する意見」・「準拠性に関する意見」は、「一般目的の財務諸表」と「特別目的の財務諸表」のいずれに対しても(国際監査基準と同様に)表明しうるものが、利用者にとって分り難い内容になっていると思われる。「特別目的の財務諸表」にも「適正性に関する意見」を表明する必要があることを明確に記載することを望む。 これに付随して、「一 経緯」「1 審議の背景」における、「今回の監査基準の改訂は、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式を導入するものであるが、～」は、「特別目的の財務諸表等を対象とした」を削除する方が、利用者にとって分りやすいと思われる。</p>
5	<p>【前文:一 経緯 1 審議の背景】 第5段落に「今回の監査基準の改訂は、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の形式を導入するものであるが、…」と記載されている。ここでの「等」は、一般目的の財務諸表を指していると理解しているが、その点を明確にするために「等」を削除するとともに下線部分を追加し、「今回の監査基準の改訂は、<u>特別目的及び一般目的の財務諸表</u>を対象とした準拠性に関する意見の形式を導入するものであるが、…」と変更することを提案する。</p>
6	<p>【前文:二 主な改訂点とその考え方 1 監査の目的の改訂】 第1段落では「…、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能であることを付記し、明確化を行った。」と記載されている。ここで、「特別目的の財務諸表等」の「等」は、一般目的の財務諸表を指していると理解しているが、その点を明確にするために「等」を削除するとともに下線部分を追加し、「…、<u>特別目的及び一般目的の財務諸表</u>を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能であることを付記し、明確化を行った。」と変更することを提案する。</p>

7	<p>【前文:二 主な改訂点とその考え方 2 実施基準の改訂】  「財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合」が前文には記載されているが、監査基準の本文には、含まれていない。監査基準においても手当てをするか、又は、前文で読み替える旨の文章を追加すべきではないか。</p>
8	<p>【前文:二 主な改訂点とその考え方 3 報告基準の改訂】  準拠性に関する意見でも、実質的な判断が必要であるといっているものの、適正性に関する意見の基準(報告基準—基本原則2)が、準拠性に関する意見の場合にはどうなるのかが規定されていない。両者の違いを明確に規定すべきである。つまり、適正性に関する意見の判断基準、すなわち企業会計の基準の準拠性、会計方針の継続性、会計方針の適切性、および表示方法の適切性の4つは、準拠性に関する意見の場合に、同様に求められるのか不明確であり、明定すべきである。</p>
<p>コメントの概要(監査基準本文)</p>	
9	<p>【監査基準:第一 監査の目的】  「第一 監査の目的 2」における文言には「会計の基準等」と「等」が入っているが、「第三 実施基準—基本原則 8」や「第四 報告基準—基本原則 1」においては「会計の基準」となっており、「等」が付されていない。いずれかに統一すべきである。</p>
10	<p>【監査基準:第四 報告基準】  「八 特別目的の財務諸表に対する意見に係る追記」の表現について、「意見に係る追記」という表現は、「意見に関する除外」や「監査範囲の制約」を想起させる。また、特別目的の財務諸表に対する監査報告書上の当該記述の性質は、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記すべき事項であり、監査基準上の「追記情報」に相当すると考える。したがって、「特別目的の財務諸表に対する監査に関わる追記情報」に修正することを提案する。</p>